

第6章 工事の申込

第6章 工事の申込

6.1 工事の申込

給水装置工事の申込をしようとする者は、三条市指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申込みものとする。

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類のうち申込に必要なすべての書類を、申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て提出するものとする。

(1) 給水装置工事申込書

所定の用紙に申込者、指定給水装置工事事業者名及び必要な事項を記入し、押印したもの。

- ① 申込地、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認のうえ、ふりがなをつける。また、申込もうとするものが複数の場合は、代表者を1人または1法人等を申込者とする。
- ② 申込者、分岐承諾等が法人の場合は、必ず法人等の法人印及び代表者印を必要とする。

(2) 水理計算書

メーター口径φ40 mm以上及び3階建て以上の建築物に直結方式で給水する場合の給水管口径の算定、及び受水槽方式の場合のメーター口径決定、受水槽容量等の算出根拠を示すもの。その他配水支管への影響が大きいと考えられる場合に、配水支管の圧力変化を算出したもの。

(3) 受水槽設置図及び受水槽以下の配管系統図

受水槽の有効容量、吐水口空間、取り付ける器具等が明示されているもの。及び受水槽以下の配管と直結配管の口径、それぞれの位置関係及び系統（直結、受水槽以下、消火用水等）関係を表したもの。

(4) 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、国有地・国有水面等の公道等に給水管を布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書。

(5) 所有権者変更届

変更工事を申込みの場合に、所有者名を変更する届けて、新旧の所有者が署名と押印したもの。

(6) その他管理者が必要と認める書類

- ① 出水不良となる恐れがあるときの誓約書
- ② 利害関係人が居所不明、その他の事由によりその同意が得られない場合の申込者の誓約書
- ③ その他当市が必要とする確約書及び契約書等

6.2 設計審査及び工事着手

設計審査及び工事着手は次に示すとおり行う。

- (1) 申込書の記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取付器具及び工法等について「三条市給水条例」、「三条市給水条例施行規程」、本指針に基づき調査したうえ、現場等の調査もふまえて審査を行う。
- (2) 審査の結果、支障のないものは工事着手を承認する。
- (3) 工事着手の通知は、加入金及び工事検査手数料の納入をもってこれにあてる。
- (4) 前記の納入金は必ず納入期限までに納入すること。90日以内に納入しない場合は、工事申込を取り消すかどうかの意思確認を求める。
- (5) 審査の結果、支障あるものと認めたときは不備事項を明記し、指定給水装置工事事業者に通知する。この場合、早急に不備事項を訂正または必要事項を記載のうえ、申込書を再提出しなければならない。
- (6) 加入金、工事検査手数料の額については、「三条市給水条例」のとおりとする。なお、給水装置ごとの加入金既得権は、当該給水装置工事施工後のメーター口径に対応し、給水装置撤去工事により消滅する。

6.3 工事検査

工事検査は次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事検査は、給水装置工事主任技術者の立ち会いで実施するものとし、次に掲げる場合とする。
 - ① 配水支管から給水装置の分岐を行う場合
 - ② 工事が竣工したとき
 - ③ その他工事の施工過程で管理者が必要と認めるとき
- (2) 工事検査は、工事が申込書の記載内容及び設計図書のとおり施行されているかを確認する。
- (3) 指定給水装置工事事業者が竣工検査を受ける場合は、あらかじめ水圧検査等の自主検査を十分に行い、給水装置工事竣工届に必要事項を記載のうえ、管理者に申込みものとする。
- (4) 竣工検査及びその他の検査において、工事に不備があった場合、指定給水装置工事事業者はすみやかにその原因を調査し、修復又はやり直しをしなければならない。

6.4 工事の変更

工事着手後に工事に変更になった場合、すみやかに申込者は管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。この場合、次に掲げる各号に該当するものは当該の申込を取消し、新たに申込み必要がある。

- ① メーター口径を変更する場合
- ② 分岐する配水支管を変更する場合
- ③ 申込者及び給水装置の施工業者が変更になった場合
- ④ 建物の形態、使用形態が変更になった場合
- ⑤ 利害関係人が変更になった場合
- ⑥ その他管理者が必要と認めた場合

なお、前記以外の軽微な変更については、当市審査員及び検査員と協議のうえ、竣工届での訂正とすることができる。

6.5 工事の取消し

工事着手承認から6ヶ月を経過しても工事に着手しない場合は、その工事申込は取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。なお、申込者の都合により工事を取り消す場合は、理由を付した工事申込取消届を提出すること。

6.6 竣工検査

(1) 検査の注意事項

- ① 工事事業者は、工事完了後速やかに、かつ必ず施主への引渡し前に検査を受けること。
- ② 工事事業者は、予定する検査日の3営業日前までに「給水装置工事竣工届」を管理者に提出し、検査日を協議すること
- ③ 工事事業者は、管理者から「給水装置工事竣工届」の手直しの指示を受けた場合は、検査日から3営業日以内に再提出すること。

(2) 検査項目

- ① 給水装置工事竣工届の記載内容のとおり施工されているか。
- ② 漏水が発生していないか（テスト圧力 1.75MPa、1 分間目視による耐圧試験）。
- ③ 配管の口径、経路、延長、埋設深度、接合方法が適切であるか。
- ④ 集合住宅等で複数の水道メーターを設置する場合、誤配管がされていないか。
- ⑤ 第一止水栓の設置状況、及び操作に支障がないか。
- ⑥ 水道メーターは逆付けや片寄りがなく、水平に取付けられており、台座は最上段に設置されているか。
- ⑦ 水道メーター、メーターボックスの設置位置は、検針・取替えに支障がないか。
- ⑧ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な処置がなされているか。
- ⑨ 給水用具が性能基準適合品であるか。
- ⑩ 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間が確保されているか。
- ⑪ 通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーターを経由しているか。
- ⑫ 給水用具の吐水量、動作状態などに異常がないか。
- ⑬ 水質に異常（臭気、異物、塩素の揮発）がないか。

6.7 臨時使用給水装置工事

(1) 対象

臨時使用給水装置は工事の施行その他一時の用途に給水するもので、使用水量の多少や断続的使用の有無にかかわらず使用目的が臨時的であることが客観的に明らかなので、次の各号に該当するものとする。（ただし、使用期間は申請から2年以内とする。）

- ① 各種工事（下水道工事、道路改良工事等）に使用するもので、工事の完成と同時に撤去されるもの。
- ② 開発行為及び区画整理事業等を施行するために設けられるもので、これらの工事等の完成と同時に撤去する仮事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に使用するもの。
- ③ 祭礼等催し物を実施するために設けられ、これらの催し物の終了とともに撤去する仮設演芸場、仮展示案内場、仮植木市等季節的及び臨時的な施設に使用するもの。
- ④ その他管理者が必要と認めたもの。

(2) 工事範囲

臨時使用給水装置の工事範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、臨時使用を終了したときは、速やかに撤去する。

(3) 工事の申請

臨時使用給水装置の申込をしようとする者は、指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させるものを選定し、工事の契約を行い、次に掲げる書類の内、必要な書類を作成し上下水道課に提出しなければならない。

- ① 給水装置工事申込書、給水装置撤去届
- ② 6.1 の(2)～(6)で必要なもの。
- ③ その他管理者が必要と認めた書類

(4) 加入金及び工事検査手数料

- ① 臨時使用を終了したときの撤去を条件として加入金は免除する。
- ② 工事検査手数料は通常の申込に準じて徴収する。
- ③ 臨時使用を切り替えて引き続き専用給水装置として使用する場合、または臨時使用期間が申請から2年を超えることとなる場合は、前申込書の完了手続き（新設：竣工、撤去：給水装置工事取消）を取り、新たに給水装置工事申込書（改造工事）を提出するものとする。この場合は加入金を徴収する。

(5) 工事の設計審査及び検査等

臨時使用給水装置の申込の設計審査及び検査等の処理は、通常の申込に準じて行う。

6.8 井水等からの切替え

井水等の使用を廃止し上水道の供給を受けようとする場合は、再利用は避け、配管替を行うこと。

ただし、申請者が希望し、既設の給水管及び給水用具が構造材質基準に適合していると認められる場合には、次のとおり取扱う。

(1) 事前協議

既設の給水管及び給水用具の利用をするにあたり、主任技術者は使用されている材料及び配管形態について十分な調査を行い、事前協議を行うこと。協議の整ったものは、給水装置工事申込書を提出する。

(2) クロスコネクションの防止

- ① 既設井水管等との接続は、現場調査等により配管形態を十分に把握し、地下水揚水ポンプ等からの配管を確実に遮断して井水等の流入を防止すること。
- ② 上水道と井水等の併用をする場合は、井水管等との接合はしないこと。
- ③ 上水道と井水等の相互融通の目的で設ける切り替えバルブ等の設置は認めない。
- ④ クロスコネクションを発見した場合は直ちに管理者に報告し、上水道との配管を切断すること。

(3) 使用材料

- ① 使用できる材料は、給水装置の構造材質基準に関する省令に基づく基準適合品、もしくはこれと同等以上とみなされるものであり、これに適合することを現場で確認すること。
- ② 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。
- ③ 埋め込み等により確認が困難な場合は、上下水道課と協議を行う。

(4) 水圧試験

既設井水管等の耐圧試験は、常圧の1.5倍の水圧を1分間加圧した後、水漏れ等が生じないことを確認する。

給水装置工事の申込から竣工まで

